

子福第2475号

裁 決 書



審査請求人



処 分 庁 中部福祉事務所長 伊敷利夫

○ 審査請求人が平成28年8月16日付けで提起した処分庁による生活保護法（以下「法」という。）による保護の廃止決定処分（平成28年5月16日付け中福第5002-14号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

○ 1 審査請求人の主張

審理員意見書に記載のとおり。

2 処分庁の主張

審理員意見書に記載のとおり。

理由

1. 本件処分について

(1) 法による保護について、法第8条第1項は「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定

している。

保護の種類について、法第11条は生活扶助、教育扶助、住宅扶助等の8つの扶助を規定しており、これら8つの扶助の金額について、具体的には、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）並びに生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）において定めている。

保護廃止の際の要否判定について、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問6は「現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。」としている。

これを本件についてみると、処分庁は、平成28年3月時点における保護の要否判定において、審査請求人世帯の最低生活費は233,768円であり、これと対比する収入充当額は257,378円であるとして、収入充当額が最低生活費を上回るため保護を要しないと判断し、かつ、平成28年4月以降も平成28年3月と同程度の収入が見込まれるとして、平成28年4月1日付けで審査請求人世帯の保護を廃止している。

まず、平成28年3月時点における要否判定の妥当性について検討するに、保護廃止の際の要否判定においては、「当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費」により判断しなければならないところ、処分庁が計上した審査請求人世帯の最低生活費には、当時小学校6年生であった長女の学校給食費と中学校入学のための入学準備金が計上されていない。これらの経費については、計上を必要としない特段の事由が無ければ、平成28年3月時点の最低生活費に計上しなければならない需要であると考えられるが、処分庁から提出された弁明書等の資料からは、これらの計上を必要としない事由は見当たらないから、保護廃止の際の要否判定にあたっては、これらの需要についても最低生活費に計上した上で判定すべきである。

最低生活費に計上するそれぞれの額について、学校給食費は保護の基準において「保護者が負担すべき給食費の額」、入学準備金については局長通知において「47,400円以内（中学校入学時）」とされている。これらの需要は要保護世帯の状況に応じて異なることから、処分庁ないし審査請求人から関連する資料が提出されない限り、当庁が正確に需要を把握することはできないが、仮に、処分庁が計上した最低生活費に、学校給食費4,100円（[ ]町のホームページに記載がある平成28年度の学校給食費月額を参考）と入学準備金47,400円（局長通知における上限額）を加えて保護の要否を判定すると、最低生活費は285,268円、収入充当額257,378円となり、最低生活費が収入充当額を上回ることから要保護と判定される（次表参照）。

当庁が仮に行った要否判定のとおり、学校給食費や入学準備金が計上され

ていれば平成28年3月時点において審査請求人世帯は要保護世帯であると判定される可能性があると認められる。処分庁が、これらを計上しない事由の有無を明らかにしていない以上、適正に保護の要否判定が行われたとは認められず、処分庁が、審査請求人世帯が平成28年3月時点において保護を要しないと判断したことについて、瑕疵があったと言わざるを得ない。

単位：円					
最低生活費		収入充当額			
生活費	一般生活費	191,500	審査請求人		
	入学準備金	47,400	年金	48,758	
教育費	基準額等	5,540	児童手当	35,000	
	学校給食費	4,100	給与	125,000	
住宅費	家賃等	25,000	勤労に伴う必要経費	▲ 17,460	
医療費		11,728	審査請求人の夫	給与	78,000
	合計	285,268	勤労に伴う必要経費	▲ 11,920	
			合計	257,378	

(2) 保護を停止又は廃止すべき場合について、課長通知第10の問12は、「定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」は保護を停止すべきとし、「定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」は保護を廃止すべきとしている。

これを本件について見ると、平成28年5月11日に行われたケース診断会議において、審査請求人の夫の給与について、「給与支払いは不定期で翌々月～4、5ヶ月の間に支給される」と報告されており、これに基づけば、平成28年4月以降も毎月定期的に支払われる見込みに乏しく、仮に審査請求人の夫の給与が5ヶ月もの間支払われないとすれば、審査請求人の収入だけでは、最低限度の生活を維持することはできないと見込まれることから、審査請求人世帯が、課長通知が規定する「定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」という保護を廃止すべき場合に該当するとは言えない。

処分庁は、保護の廃止を検討するにあたって、審査請求人の夫の給与が定期的に支払われるのか一定期間観察すべきであったし、また、ケース診断会議において給与の支払いが不定期であると報告されているにも関わらず、平成28年4月以降も平成28年3月と同程度の収入が見込まれると判断したことは、適正な判断であったとは言い難く、瑕疵があったと認められる。

(3) 本件について付言すると、本件審査請求に係る処分の理由を「稼働収入の増加」としているが、単に稼働収入が増加しただけでは保護の廃止の要件に

は該当しないことから、処分庁の理由付記は不十分なものであると言える。

法が処分にあたって理由付記を義務づけている趣旨は、行政の恣意的な意思決定を抑制するとともに慎重な意思決定を行わせるため、相手方となる国民を説得しその理解を得やすくするため、行政の意思決定の過程を国民に明らかにするため、行政の意思決定に不服がある場合の救済の手続の便宜に資するためである。

また、判例上、理由の記載を欠く処分あるいは不十分な記載の処分は、それだけで取消しを免れないものとされていることから、処分庁にあっては、本件に限らず、法の趣旨を踏まえた適切な理由付記を行うよう努められたい。

## 2 結論

審理員意見書においては、本件審査請求は棄却されるべきことであるが、以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年2月6日

審査庁 沖縄県知事 翁長雄志

